

生活・事業を支えるための支援一覧



支援制度
(個人向け)



支援制度
(事業者向け)

支援名	内容	問い合わせ
まいにゃんばー商品券	マイナンバーカードの取得者・申請者に市内で使用できる商品券 5000 円分	市民課 ☎(21)0252
休業支援金・給付金	休業期間中に賃金が支払われない中小企業の従業員へ月額最大 33 万円	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
ひとり親世帯への臨時特別給付金	児童扶養手当受給者などへ臨時および追加給付	こども未来課 ☎(21)0288
出産特別応援金(ようこそ赤ちゃん応援金)	令和2年4月28日~令和3年4月1日に生まれた新生児へ1人当たり10万円	健康づくり課 ☎(21)0267
傷病手当金の支給(国民健康保険・後期高齢者医療保険)	感染し、勤務ができなくなり給与を受けられなくなった人への手当金	健康づくり課 ☎(21)0258
住宅確保給付金	住居を失った人などへ家賃を支援	高梁市生活あんしんサポートセンター ☎(22)9111
住宅リフォーム事業費補助金 期間延長 1月29日(金)まで	新しい生活様式などを取り込んだ居住環境の向上などを目的としたリフォームを補助	産業振興課 ☎(21)0229
市税の納税猶予	収入が減った人の納税を猶予	税務課 ☎(21)0215
保険税・保険料の減免	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を減免	税務課 ☎(21)0214/ 健康づくり課 ☎(21)0258
年金保険料などの猶予	収入が減った人および事業所の国民年金・厚生年金保険料の支払いを猶予	日本年金機構高梁年金事務所 ☎(21)0570
緊急小口資金・総合支援資金	生活資金でお困りの人へ特例貸し付け	社会福祉協議会 ☎(22)7243
持続化補助金	事業再開へ向けた投資をする小規模事業者へ最大 150 万円	高梁商工会議所 ☎(22)2091/ 備北商工会 ☎(42)2412
がんばろう高梁！設備改修補助金 期間延長 1月29日(金)まで	感染予防のための設備改修や備品購入を行う場合の補助金	
高梁市サテライトオフィス等整備事業費補助金	テレワークやオンライン会議など多様な働き方を可能にするサテライトオフィスを市内に整備する費用の補助	産業振興課 ☎(21)0229
特定事業継続支援金	影響を受けた特定事業者(宿泊・旅客運送・旅行)が事業を継続するための支援金	
岡山県事業継続特別支援金	雇用保険の被保険者が21人以上の事業者へ1人当たり2万円	岡山県事業継続特別支援金受付係 ☎086(226)7924
岡山県新しい生活様式実践事業者補助金	「新しい生活様式」を実践するための備品などに係る経費を補助	岡山県新しい生活様式実践事業者補助金受付係 ☎086(222)2022
小規模事業者持続化補助金	感染予防を図りながら投資を行う小規模事業者への補助金	岡山県商工会連合会 ☎086(224)4341
雇用調整助成金	雇用者の休業などに対する休業手当を助成	ハローワーク高梁 ☎(22)2291
高梁市雇用安定助成金	雇用調整助成金の交付決定額の3%を市が追加助成	産業振興課 ☎(21)0229
新型コロナウイルス感染症特別貸付/特別利子補給制度	運転資金や設備資金を実質無利子・無担保で融資するなど	日本政策金融公庫事業資金相談 ☎0120-154-505/ 中小企業融資・給付金相談窓口 ☎0570-783183
セーフティネット保証4号(突発災害)・5号(業況悪化)・2条6項(危機関連)	運転資金や設備資金の融資認定	産業振興課 ☎(21)0229

個人向け

事業者向け

新型コロナウイルス受診相談センター(備北保健所) ☎(21) 2836 平日午前9時~午後5時
☎(22) 8098
土・日曜日、祝休日の午前8時~午後6時は ☎086(226)7925 夜間は ☎086(226)7877 (受診案内のみ)
☎086(226)7957 ☎086(225)7283

新型コロナウイルス感染症の流行拡大を止めるため

一人ひとりが最大限の対策を

昨年11月以降、国内の新型コロナウイルス感染症の流行拡大が止まりません。県内でも各地でクラスター(集団感染)が発生し、新規感染者が100人を超える日が出るなど深刻な状況です。12月21日には「岡山県医療非常事態宣言」が、1月7日には首都圏の4都県に緊急事態宣言が発令されました。医療機関に余力はなく、この状況が続けば、新型コロナウイルス感染症のみならず、通常の医療が立ち行かなくなります。そして、感染防止対策と社会経済活動の両立も困難となってきます。市民の皆さんには次のことを意識して行動していただき、感染拡大防止にご協力をお願いします。

☎感染症対策室 ☎(21)1180

- 一人ひとりが最大限の感染防止対策をとらない限り、感染は止まりません。高齢者に接する人は、特に注意してください。
- 高齢者は、無防備に人と接することを避けてください。
- 感染防止対策が不十分な宴会、飲食、カラオケは止めてください。
- 事業所、店舗は、再度感染防止対策を点検してください。
- 事業を継続するためにも、体調不調の人は休ませてください。

いつでもマスク

周囲に人がいるときは必ずマスクをしてください。(フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ飛沫防止効果が弱い) 会食時は食べる時だけマスクを外し、会話するときはマスクを着用しましょう。



3密の回避

密閉、密集、密接となる場面を避けましょう。



手洗いと消毒

こまめに手指消毒を行い、帰宅したら必ず手洗いとうがいをしましょう。



発熱や風邪の症状があるときは…「かかりつけ医」に相談！

風邪、インフルエンザ、そして新型コロナウイルス感染症の初期症状は、いずれも発熱や咳などです。こうした症状があるときは、職場や学校へは行かず、まずはかかりつけ医に相談しましょう。



発熱や咳などの症状が出た場合

かかりつけ医がない

県ウェブサイトを探す
または
受診相談センターに電話で相談



かかりつけ医がいる

かかりつけ医に相談
かかりつけ医が、県の「診療・検査医療機関」でない場合は、紹介してもらえます。

受診の際は、必ず電話予約をし、マスクを着用して、なるべく公共交通機関以外の方法で来院してください。また、付き添いはできるだけ少人数でお願いします。